

公 告

利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討等）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成25年 9月 3日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長 神野 忠広

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、若しくは利根川水系砂防事務所の直轄砂防区域において発生した災害（直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）若しくは災害の発生が予測された場合について、「災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討等）」（以下、「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的としている。

(2) 業務の実施区域

- ①国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の利根川水系砂防事務所長（以下、「甲」という）が担当する区域。
- ②直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
- ③甲が事業（利根川水系直轄砂防事業・譲原地区直轄地すべり対策事業・浅間山直轄火山砂防事業）を施行する区域。

(3) 協定期間 平成25年10月23日（予定） ～ 平成28年 3月31日

(4) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 基本協定締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・砂防設備設計等	10社程度
区分(2)	ＬＰ計測・空中写真撮影等による地形変状の計測等	5社程度
区分(3)	融雪泥流及び土石流等のシミュレーション、精度向上を図る調査・解析、融雪泥流及び土石流の監視、応急対策計画検討の実施等	5社程度

3. 資格要件

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記2. の区分(1)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定及び、平成25・26年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
上記2. の区分(2)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
上記2. の区分(3)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 協定参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結業者決定の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成15年度以降に完了した次に示す業務（平成25年度完了予定の業務も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。（区分(1)を希望するものは、地形測量に関する業務について1件、砂防設備設計に関する業務について1件、計2件の実績を有すること。）

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した砂防事業関連業務のうち、上記2. の区分毎に次に示した業務。

区分（1）：地形測量に関する業務及び、砂防設備設計または地すべり対策

施設設計に関する業務。

区分（２）：ＬＰ計測に関する業務、または空中写真撮影に関する業務、または空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務。

区分（３）：融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または融雪泥流の監視に関する業務、土石流の監視に関する業務、または応急対策計画に関する業務、または警戒避難支援計画検討に関する業務。

注１）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第２条から第４条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注２）「地方公共団体」とは地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注３）「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注４）「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第３４条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成２０年１２月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注５）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（７）本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

①土木関係建設コンサルタント（上記２．の区分(1)、区分(3)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店及び営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

②測量（上記２．の区分(1)、区分(2)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店及び営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

（８）本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

①協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)について

ア)	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	RCCM
エ)	博士（工学、理学、農学）

区分(2)について

ア)	測量士
----	-----

区分(3)について

ア)	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)
イ)	技術士（建設部門）

ウ)	RCCM
エ)	博士（工学、理学、農学）

4. 手続き等

- (1) 本基本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、利根川水系砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 申請書類

- 1) 申請書 様式－1
- 2) 調査票 様式－2～6

(3) 書類配布

利根川水系砂防事務所経理課にて交付する。交付期間は平成25年9月3日（火）から平成25年9月26日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体（CD-R）を持参すること。

また、利根川水系砂防事務所公式ウェブサイト「とねさぼう」でもダウンロード可能である。（URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonesui/index.html>）

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウィルス対策を実施した上で送信すること。

- ファイル形式：
- ・ Microsoft Word （Word2003形式以下のもの）
 - ・ Microsoft Excel （Excel2003形式以下のもの）
 - ・ Just System一太郎 （Ver12形式以下のもの）
 - ・ PDF（契約書の写し、TECRISの写し、特記仕様書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し、保有資格を証明する書類等スキャンによる電子化が必要となるものに限る）

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

平成25年9月3日（火）から平成25年9月26日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

3) 提出場所

〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1
国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所経理課
TEL 0279-25-4023
電子メール kt4131a@ktr.mlit.go.jp

- (5) 記載する業務のT E C R I S（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、T E C R I S等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 利根川水系砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

持参またはメールによるものとする。

②受領期間

平成25年9月3日（火）から平成25年9月26日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

③提出場所

上記5.（4）3）に同じ。

- 6) 平成25年9月3日時点において、直轄の他事務所または他機関との「災害時における応急対応等に関する協定（覚書等）」について有効なものがあれば、この協定書（覚書等）の写しを提出すること。
- 7) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 基本協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。なお、評価点が同点の場合は、この限りではない。

(2) 評価の方法

別表－1における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。
なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は150点とする。

6. 締結通知

「利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検

討等)に関する基本協定」の締結についての通知は、平成25年10月11日
(金)をもって協定締結者に通知する。

一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

業務名：利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討等）に関する基本協定

評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点	
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件	・平成１５年度以降に完了した次に示す業務（平成２５年度完了予定の業務も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。（様式－２） ※記載は最大２件までとする。 ※区分（１）を希望するものは、地形測量に関する業務について１件、砂防設備設計に関する業務について１件、計２件を必ず記載すること。	① 業務：国、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（１）：地形測量に関する業務及び、砂防設備設計または地すべり対策施設設計に関する業務。 ・区分（２）：ＬＰ計測に関する業務、または空中写真撮影に関する業務、または空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務。 ・区分（３）：融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または融雪泥流の監視に関する業務、土石流の監視に関する業務、または応急対策計画に関する業務、または警戒避難支援計画検討に関する業務。	—	—
			② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。	欠格	
			③ 上記以外	欠格	
	所在地による要件	本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。（様式－５）	① 本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在する。 ② 上記以外	— 欠格	
技術者要件に関する	恒常的雇用関係	配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と３ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式－６） ※記載は各区分毎に最大５名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり	—	—
			② 上記以外	欠格	
	配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力				
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格を評価する。（様式－３）	① 区分（１）：技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ・技術士（建設部門） ・ＲＣＣＭ ・博士（工学又は理学又は農学） 区分（２）：測量士 区分（３）：技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ・技術士（建設部門） ・ＲＣＣＭ ・博士（工学又は理学又は農学）	—	最高 100点
	専門技術力	上記において記載された技術者について、平成１５年度以降（平成２５年度完了予定業務含む）に完了した同種又は類似業務等の実績を評価する。（様式－４） ※記載は各区分毎、１名毎に最大２件までとする。 ※記載は各区分毎に最大５名までとする。	① 同種業務の実績がある。 （同種業務） ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注したのうち、区分毎に次の業務 ・区分（１）：砂防設備設計または地すべり対策施設設計に関する業務。 ・区分（２）：ＬＰ計測に関する業務、または空中写真撮影に関する業務、または空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務。 ・区分（３）：融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または融雪泥流の監視に関する業務、土石流の監視に関する業務、または応急対策計画に関する業務、または警戒避難支援計画検討に関する業務	10点／件／名	
	情報収集力	平成１５年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。（様式－３） ※記載は各区分毎、１名毎に最大２件までとする。 ※記載は各区分毎に最大５名までとする。	② 類似業務の実績がある。 （類似業務） ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務のうち、区分毎に次の業務 ・区分（１）：砂防設備設計または地すべり対策施設設計に関する業務。 ・区分（２）：ＬＰ計測に関する業務、または空中写真撮影に関する業務、または空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務。 ・区分（３）：融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または融雪泥流の監視に関する業務、土石流の監視に関する業務、または応急対策計画に関する業務、または警戒避難支援計画検討に関する業務。	6点／件／名	
	地域精進度		③ 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 ④ 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 ⑤ その他	5点／件／名 3点／件／名 0点／件／名	
評価点 計				150点	

協定参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局利根川水系砂防事務所長

神野 忠広 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E-mail

希望する協定区分：_____

平成 25 年 9 月 3 日付けで公告のありました利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討等）に関する基本協定の締結に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと並びに協定参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注 1：複数の協定区分への参加を希望する場合は、希望する協定区分毎に協定参加資格確認申請書を作成し、提出すること。

・企業の平成１５年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注１：業務分類は、下記を参照の上、記載する。

- ・区分（１）の場合：地形測量に関する業務及び、砂防設備設計または地すべり対策施設設計に関する業務のうち、該当する業務分類。
- ・区分（２）の場合：ＬＰ計測に関する業務、または空中写真撮影に関する業務、または空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務のうち、該当する業務分類。
- ・区分（３）の場合：融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、または土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または融雪泥流の監視に関する業務、土石流の監視に関する業務、または応急対策計画に関する業務、または警戒避難支援計画検討に関する業務のうち、該当する業務分類。

注２：様式－４に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注３：業務実績は１社当たり最大２件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。

注４：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

注５：１社当たり最大２件までとし、すべてについて評価するものとする。ただし、区分（１）に関しては下記注６に従うこと。

注６：区分（１）を希望するものは、地形測量に関する業務について１件、砂防設備設計または地すべり対策施設設計に関する業務について１件、計２件を必ず記載すること。

・配置予定管理（主任）技術者の経歴等

ふりがな		②生年月日	
①氏名			
③所属・役職			
④保有資格 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） 技術士（建設部門） R C C M 博士（工学、理学、農学） 測量士			
⑤同種又は類似業務経歴（平成１５年度以降、最大２件）			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間
	テクリス登録番号：		
	テクリス登録番号：		

注１：記載は各区分毎に最大５名までとし、資格の保有を証明する書類の写しを添付すること。

注２：業務分類には、公告別表－１の配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力－専門技術力－業務執行技術力において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注３：業務経歴は１名当たり最大２件までとし、すべてについて評価するものとする。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

- ・配置予定管理（主任）技術者の平成１５年度以降に完了（平成２５年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
当該技術者の 業務担当の内容	

注１：記載は各区分毎に最大５名までとする。

注２：業務分類には、公告別表－１の配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力－専門技術力－業務執行技術力において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注３：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注４：〇〇には「管理」「主任」「担当」のいずれかを記載すること。

注５：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

注６：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向事例等の写しを添付すること。

注７：１名当たり最大２件までとし、すべてについて評価するものとする。

(様式－５)

- ・ 関東地方整備局管内に所在している業務拠点を１つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

(様式－６)

- ・ 恒常的雇用関係に関する要件の確認

以下に該当する場合、☒を記す。 ☐ 本業務の履行期間中に配置する配置予定管理（主任）技術者との雇用関係は直接雇用により業務を実施する。
--

(案)

利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討等）に関する基本協定

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長 神野 忠広（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、もしくは甲の直轄砂防区域において発生した災害（直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）若しくは災害の発生が予測された場合について、「災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討等)（以下、「業務」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

1. 国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の甲が担当する区域。
2. 直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
3. 甲が事業（利根川水系直轄砂防事業・譲原地区直轄地すべり対策事業・浅間山直轄火山砂防事業）を施行する区域。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・砂防設備設計等	10社程度
区分(2)	ＬＰ計測・空中写真撮影等による地形変状の計測等	5社程度
区分(3)	融雪泥流及び土石流等のシミュレーション、精度向上を図る調査・解析、融雪泥流及び土石流の監視、応急対策計画及び警戒避難支援計画検討の実施等	5社程度

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本基本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本基本協定期間内においては、毎年3月1日までに、翌年度4月1日の技術者の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施す

(案)

るための出勤を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出勤要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第5条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、利根川水系砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙に第5条の出勤を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、平成25年10月23日から平成28年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(案)

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

利根川水系砂防事務所長 神野 忠広

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

